

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第25号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1(第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
緊急部	<u>危機管理監</u>	緊急班	<u>危機管理室長</u>	(略)
政策推進部	政策推進部長	<u>秘書国際班</u>	<u>秘書国際課長</u>	1から9まで (略)
		本部連絡班	政策推進課長	<u>10</u> (略)
		中央連絡班	東京事務所長	<u>11</u> (略)
(略)				
財政経営部	財政経営部長	<u>財政班</u> 第1避難対策班 第2避難対策班 第3避難対策班 <u>第4避難対策班</u> 管財班	<u>財政課長</u> 収納推進課長 市民税課長 資産税課長 <u>行財政改革課長</u> 管財課長	(略)
(略)				
こども未来部	(略)			
<u>シティプロモ</u>	<u>シティプロモ</u>	<u>報道広報班</u>	<u>広報マーケティング課長</u>	<u>1 災害記録の報道に関すること。</u>

一シヨ ン部	一シヨ ン部長		(<u>広報マーケティング課</u>) (<u>観光交流課</u>)	2 <u>報道機関等の連絡調整に関すること。</u> 3 <u>部の所管する施設の災害防御及び被害調査に関すること。</u>
商工農 水部	商工農 水部長	商工班 農水振興班 けいりん事業班	商工課長 (商工課) 農水振興課長 けいりん事業課長	(略)
環境部	環 境 部 長	環境保全班 生活環境班 第1ごみ収集班 第2ごみ収集班	環境保全課長 生活環境課長 南部清掃事業所 長 北部清掃事業所 長	1及び2 (略) 3 <u>死体の火葬及び埋葬に関すること。</u> 4から6まで (略)
(略)				
住 宅 対 策 部	都 市 整 備 部 長	第1住宅対策班 第2住宅対策班 第3住宅対策班 第4住宅対策班 第5住宅対策班 第6住宅対策班	都市計画課長 建築指導課長 開発審査課長 営繕工務課長 市営住宅課長 資産税課長	1 <u>被災住宅及び被災宅地に関する市民からの情報収集及び応急支援措置に関すること。</u> 2 <u>被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置に関すること。</u> 3及び4 (略)
ス ポ ー ツ ・ 国 体 推 進	ス ポ ー ツ ・ 国 体 推 進	スポーツ施設班	スポーツ課長 (スポーツ課) (国体推進課)	1 <u>スポーツ施設及び設備の災害防御及び被害調査に関するこ</u>

部	部長			と。 2 <u>スポーツ施設による避難場所の応急供用及び避難所の管理に関すること。</u>
会計管理室	(略)			
(略)				
教育委員会	教育長	教育総務班 教育施設班 第1学校教育班 第2学校教育班 人権教育班 社会教育班 教育支援班	教育総務課長 教育施設課長 学校教育課長 指導課長 人権・同和教育課長 社会教育課長 教育支援課長	(略)
(略)				

備考

- 1 (略)
- 2 住宅対策部については、被害の発生が予想される場合又は被害が発生した場合に設置するものとする。

改正前				
別表第1 (第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
緊急部	市長特命	緊急班	市長特命	(略)
政策推進部	政策推進部長	秘書班 本部連絡班 中央連絡班	秘書課長 政策推進課長 東京事務所長	1から9まで (略) <u>10 災害記録の報道に関すること。</u>

		<u>報道広報班</u>	<u>広報広聴課長</u>	<u>1 1 報道機関等の連絡調整に関すること。</u> <u>1 2 (略)</u> <u>1 3 (略)</u>
(略)				
財政経営部	財政経営部長	<u>財政経営班</u> 第1避難対策班 第2避難対策班 第3避難対策班 管財班	<u>財政経営課長</u> 収納推進課長 市民税課長 資産税課長 管財課長	(略)
(略)				
こども未来部	(略)			
商工農水部	商工農水部長	商工班 農水振興班 けいりん事業班	商工課長 (商工課) <u>(観光・シティプロモーション課)</u> 農水振興課長 けいりん事業課長	(略)
環境部	環境部長	環境保全班 生活環境班 第1ごみ収集班 第2ごみ収集班	環境保全課長 生活環境課長 南部清掃事業所長 北部清掃事業所長	1及び2 (略) 3 死体の <u>処理</u> に関すること。 4から6まで (略)
(略)				
住宅対策部	都市整備部長	第1住宅対策班 第2住宅対策班	都市計画課長 建築指導課長	1 被災住宅に関する市民からの情報収集

		第3住宅対策班 第4住宅対策班 第5住宅対策班 第6住宅対策班	開発審査課長 営繕工務課長 市営住宅課長 資産税課長	及び応急支援措置に 関すること。 2 被災建築物応急危 険度判定本部の設置 に關すること。 3 及び4 (略)
会計管 理室	(略)			
(略)				
教育委 員会	教育長	教育総務班 <u>第1教育施設班</u> <u>第2教育施設班</u> 第1学校教育班 第2学校教育班 人権教育班 社会教育班 教育支援班	教育総務課長 教育施設課長 <u>スポーツ課長</u> <u>(スポーツ課)</u> <u>(国体推進課)</u> 学校教育課長 指導課長 人権・同和教育 課長 社会教育課長 教育支援課長	(略)
(略)				
備考				
1 (略)				
2 住宅対策部については、 <u>市の区域に震度5（弱）以上の地震が発生した場合に限り設置するものとする。</u>				

(四日市市公印規則の一部改正)

第2条 四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第4条関係）

種類	名称	寸法ミ リメー トル	ひな形 (別 掲)	書体	使用区分	公印管守 課	個 数
(略)							
職 印	四日市市長印	方24	18	古印	褒章状、表彰状	秘書国際 課	1
(略)							
	〃	方21	20	〃	地方債に関する 文書	財政課	
(略)							
	南部分署専用 四日市市南消 防署長印	(略)					
	<u>北部分署専用</u> <u>四日市市北消</u> <u>防署長印</u>	<u>方21</u>	<u>54の</u> <u>7</u>	<u>〃</u>	<u>北部分署に</u> <u>おいて北消</u> <u>防署長名を</u> <u>もってする</u> <u>文書</u>	<u>北部分署</u>	<u>1</u>
	防災教育セン ター所長印	(略)					
(略)							

改正前

別表（第4条関係）

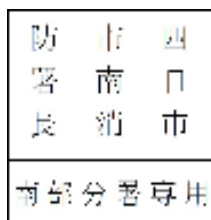
種類	名称	寸法ミ リメー トル	ひな形 (別 掲)	書体	使用区分	公印管守 課	個 数
(略)							
職 印	四日市市長印	方24	18	古印	褒章状、表彰状	秘書課	1
(略)							
	〃	方21	20	〃	地方債に関する 文書	財政経営 課	
(略)							
	南部分署専用 四日市市南消 防署長印	(略)					
	防災教育セン ター所長印	(略)					
(略)							

改正後

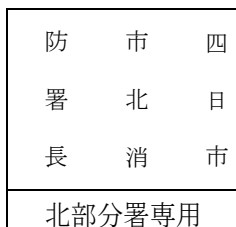
別掲

1 から 5 4 の 5 まで (略)

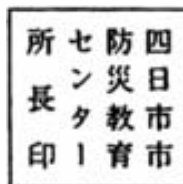
5 4 の 6



5 4 の 7



5 5



5 6 から 6 6 まで (略)

備考 (略)

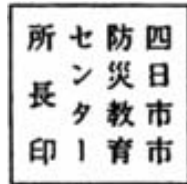
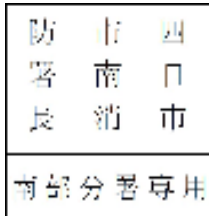
改正前

別掲

1 から 5 4 の 5 まで (略)

5 4 の 6

5 5



5 6 から 6 6 まで (略)

備考 (略)

(四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第 3 条 四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成 1 7 年四日市市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育長等の補助執行事務)</p> <p>第 8 条 教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の所掌に係る事務に関する予算に係る支出負担のうち次に掲げるものを除く事務</p> <p>ア 5 0 0 万円以上の工事の執行及び工事等の受託の決定に関するもの</p>	<p>(教育長等の補助執行事務)</p> <p>第 8 条 教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の所掌に係る事務に関する予算に係る支出負担のうち次に掲げるものを除く事務</p> <p>ア 5 0 0 万円以上の工事の執行及び工事等の受託の決定に関するもの <u>(四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和 3 9 年四日市市教委規則第 1 0 号）に規定する国体推進課の事務分掌による工事の執行を除く。)</u></p>

イからエまで (略)	イからエまで (略)
(2)から(7)まで (略)	(2)から(7)まで (略)

(四日市市職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 四日市市職員の旅費に関する条例施行規則（昭和38年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

旅行命令簿

発行年月日
 . .

命 令			合 議		
決裁区分	市長	副市長	部長	財政課長	財政課
次長	課長	主管課	公所長	人事課長	人事課

概算額	精算額	差引額
円	円	追加請求 戻入 円

旅行先	
旅行の目的 〔具体的に 記入する こと。〕	

旅行者	職名	職級	職員番号 氏名 印
-----	----	----	--------------

旅行日	. . ~ . .
-----	-----------

月日	発着	路程	路線	運賃	特・急料	特別車両料金	日当	宿泊料
	~	km		円	円	円	1日 円	甲地方 1夜 円
								乙地方 1夜 円

概算額	
精算額	
過不足の理由	

備考

年度
会計
款 ()
項 ()
目 ()
節 ()
事業 コード
支払期限 . .

旅行 区分	<input type="checkbox"/> 公用車
	<input type="checkbox"/> 航空機
	<input type="checkbox"/> 打切り 旅費
	<input type="checkbox"/> 運賃別 途支出

(注)
 1 依頼書等のある場合は、添付すること。
 2 差引額欄は、差引額が0以外の場合追加請求、戻入のいずれかを○で囲むこと。

主管課公所名
 (内線)

(四日市市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第5条 四日市市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年四日市市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(予算に関する見積書)</p> <p>第6条 部局の長は、前条の予算編成方針に基づき次の各号に掲げる予算に関する見積書のうち必要な書類を作成し、財政経営部長の定める期日までに<u>財政課長</u>を経て財政経営部長に提出するものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(予算に関する見積書)</p> <p>第6条 部局の長は、前条の予算編成方針に基づき次の各号に掲げる予算に関する見積書のうち必要な書類を作成し、財政経営部長の定める期日までに<u>財政経営課長</u>を経て財政経営部長に提出するものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(予算の調整)</p> <p>第9条 <u>財政課長</u>は、第6条の規定により提出された予算に関する見積書を調査し、意見を付して財政経営部長に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(予算の調整)</p> <p>第9条 <u>財政経営課長</u>は、第6条の規定により提出された予算に関する見積書を調査し、意見を付して財政経営部長に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(予算の執行制限)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 事業の性質上第2項及び第3項の規定によりがたいときは、<u>財政課長</u>及び財政経営部長を経て市長の決裁を受けて執行することができる。</p>	<p>(予算の執行制限)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 事業の性質上第2項及び第3項の規定によりがたいときは、<u>財政経営課長</u>及び財政経営部長を経て市長の決裁を受けて執行することができる。</p>
<p>(配当変更、配当替等)</p>	<p>(配当変更、配当替等)</p>

第18条 部局の長は、予算の補正又は特別の事由により歳出予算の配当変更又は配当替を必要とするときは、歳出予算配当変更要求書（第5号様式）又は予算配当替要求書（第6号様式）を作成し、財政課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

2から4まで （略）

（歳出予算の流用）

第19条 部局の長は、予算に定める歳出予算の各項の流用又は配当予算の目又は節間の流用を必要とするときは、予算流用要求書（第7号様式）を作成し、財政課長を経て財政経営部長に提出するものとする。ただし、同一細々目内（第21条各項に掲げる支出科目は除く。）についてはこの限りではない。

2から4まで （略）

（予備費の充用）

第20条 部局の長は、歳出予算外の支出又は歳出予算超過の支出を必要とするときは、予備費充用要求書（第8号様式）を財政課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

2から4まで （略）

（歳出予算流用の制限）

第21条 （略）

2及び3 （略）

第18条 部局の長は、予算の補正又は特別の事由により歳出予算の配当変更又は配当替を必要とするときは、歳出予算配当変更要求書（第5号様式）又は予算配当替要求書（第6号様式）を作成し、財政経営課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

2から4まで （略）

（歳出予算の流用）

第19条 部局の長は、予算に定める歳出予算の各項の流用又は配当予算の目又は節間の流用を必要とするときは、予算流用要求書（第7号様式）を作成し、財政経営課長を経て財政経営部長に提出するものとする。ただし、同一細々目内（第21条各項に掲げる支出科目は除く。）についてはこの限りではない。

2から4まで （略）

（予備費の充用）

第20条 部局の長は、歳出予算外の支出又は歳出予算超過の支出を必要とするときは、予備費充用要求書（第8号様式）を財政経営課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

2から4まで （略）

（歳出予算流用の制限）

第21条 （略）

2及び3 （略）

4 次の各号に掲げる節の金額についてはその相互間以外に流用することはできない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 共済費 (報償費又は賃金にかかる社会保険料は除く。)

(5)及び(6) (略)

(弾力条項の適用)

第22条 部局の長は、法第218条第4項の規定による弾力条項を適用する必要が生じたときは、弾力条項適用申請書を作成し、財政課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

2及び3 (略)

(支出負担行為の手続の特例)

第25条 部局の長は、次の各号に掲げる事項に係る支出負担行為の手続を行うときは、前条の規定にかかわらず、支出命令の手続に併せて行うことができるものとする。

(1)から(8)まで (略)

(9) 資金前渡で支出する経費

(10)から(17)まで (略)

(合議)

第27条 部局の長は、次の各号に掲げる事項については、別に定めるものを除くほか、財政課長を経て財政経営部長に合議するものとする。ただし、四日市市事務専決規程（昭和35年四日

4 次の各号に掲げる節の金額についてはその相互間以外に流用することはできない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 共済費 (賃金にかかる社会保険料は除く。)

(5)及び(6) (略)

(弾力条項の適用)

第22条 部局の長は、法第218条第4項の規定による弾力条項を適用する必要が生じたときは、弾力条項適用申請書を作成し、財政経営課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

2及び3 (略)

(支出負担行為の手続の特例)

第25条 部局の長は、次の各号に掲げる事項に係る支出負担行為の手続を行うときは、前条の規定にかかわらず、支出命令の手続に併せて行うことができるものとする。

(1)から(8)まで (略)

(9) 資金前途で支出する経費

(10)から(17)まで (略)

(合議)

第27条 部局の長は、次の各号に掲げる事項については、別に定めるものを除くほか、財政経営課長を経て財政経営部長に合議するものとする。ただし、四日市市事務専決規程（昭和35

市市訓令甲第7号。以下「専決規程」という。)別表第1に定める課長専決区分に掲げる事項に係るものについては、財政課長の合議にとどめることができる。

(1)から(7)まで (略)

(8) 予算の配当変更、配当替、流用
(第19条及び第21条において財政課の合議が必要な場合に限る。)及び予備費充用に関すること。

(9)及び(10) (略)

(継続費)

第28条 部局の長は、予算に定められた継続費について翌年度に繰り越しをする必要があるときは、財政経営部長の定める期日までに継続費繰越申請書を作成し、財政課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

2 (略)

3 部局の長は、前項により決定された継続費の繰り越しについて継続費繰越計算調書(第9号様式)を作成し、翌年度の5月20日までに財政課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

4 部局の長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算調書を作成し、財政課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

5 (略)

年四日市市訓令甲第7号。以下「専決規程」という。)別表第1に定める課長専決区分に掲げる事項に係るものについては、財政経営課長の合議にとどめることができる。

(1)から(7)まで (略)

(8) 予算の配当変更、配当替、流用
(第19条及び第21条において財政経営課の合議が必要な場合に限る。)及び予備費充用に関すること。

(9)及び(10) (略)

(継続費)

第28条 部局の長は、予算に定められた継続費について翌年度に繰り越しをする必要があるときは、財政経営部長の定める期日までに継続費繰越申請書を作成し、財政経営課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

2 (略)

3 部局の長は、前項により決定された継続費の繰り越しについて継続費繰越計算調書(第9号様式)を作成し、翌年度の5月20日までに財政経営課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

4 部局の長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算調書を作成し、財政経営課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

5 (略)

(繰越明許費及び事故繰越し)

第29条 部局の長は、事故繰越しをする必要があるときは、財政経営部長の定める期日までに事故繰越し繰越申請書を作成し、財政課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

2 (略)

3 部局の長は、予算に定められた繰越明許費の繰り越し又は前項により決定された事故繰越しについて予算繰越計算調書(第10号様式)を作成し、翌年度の5月20日までに財政課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

4 (略)

(繰越明許費及び事故繰越し)

第29条 部局の長は、事故繰越しをする必要があるときは、財政経営部長の定める期日までに事故繰越し繰越申請書を作成し、財政経営課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

2 (略)

3 部局の長は、予算に定められた繰越明許費の繰り越し又は前項により決定された事故繰越しについて予算繰越計算調書(第10号様式)を作成し、翌年度の5月20日までに財政経営課長を経て財政経営部長に提出するものとする。

4 (略)

(四日市市公会計・行財政改革推進室に関する規則の廃止)

第6条 四日市市公会計・行財政改革推進室に関する規則(平成29年四日市市規則第19号)は、廃止する。

(四日市市臨時福祉給付金室に関する規則の廃止)

第7条 四日市市臨時福祉給付金室に関する規則(平成26年四日市市規則第19号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(総務部総務課)